

(3) 補助対象経費と補助金

① 開業前支援（予算の範囲内）

区分	対象経費・対象外経費	補助率	補助限度額
店舗建築・改修 ・設備等補助	○補助対象経費（例） ・店舗建築に係る経費 ・店舗改修に係る経費 ・店舗兼住宅の場合の店舗部分に係る経費 ・設備のうち、工事を伴わない設備購入に係る経費 ・設備に係る賃借料 ・店舗に係る設計費 ・店舗に係る賃借料（開業まで） ・広告宣伝費 ・マーケティング調査費 ・開業準備のために雇用した人件費 など	補助対象経費の 2分の1以内	ア 重要伝統的 建造物群保存地 区内での創業 250万円（転入者 は300万円）
	○補助対象外経費（例） ・設計費 ・不動産の購入経費 ・住宅部分に係る経費 ・中古品の設備購入及び賃借料 ・切手購入費 ・店舗の賃借契約に係る敷金、 礼金、保証金等 ・火災保険料及び地震保険料 など		イ 都市計画法 第8条第1項第 1号の規定によ る商業地域内で の創業 200万円 （転入者は250万 円）
			ウ ア又はイ以 外での創業 150万円（転入者 は200万円）

※「転入者」とは、補助金交付申請時において、市内に在住して1年以内の方又は市外在住者である方が開業までに市内在住者となった場合であり、開業の日から起算して3年以上継続して市内在住者と見込まれる方をいいます。（住民票の添付が必要）

※「重要伝統的建造物群保存地区」とは、国に当該地区に選定された「たつの市龍野町大手の全域、門の外、上川原、旭町、水神町、下川原、立町、本町、川原町、上霞城の各一部」の地域をいいます。

② 開業後支援（予算の範囲内）※開業前支援の補助金を受けた方に限ります。

区分	対象経費・対象外経費	補助率	補助限度額
新規雇用補助	○補助対象経費（例） ・当該店舗に従事させるため、 新規に雇用した従業員（市内 在住者で、かつ、開業日から 3年以内に開業から起算して 1年を超えて雇用した従業員 で <u>1人につき1回に限る。</u> ）	定額	常用雇用者12 万円、常用雇用 者以外6万円
	○補助対象外経費（例） ・ <u>店舗設備等補助の対象となっ た従業員</u> ・補助対象事業者と生計を一に する方、団体、法人にあって は代表者及び役員、（監査 役、会計参与を含む。）、組合 にあっては組合員		
店舗賃借補助	○補助対象経費（例） ・店舗（建物）に係る賃借料 ・店舗兼住宅の場合、店舗部分 に係る賃借料（按分）	補助対象経費の 2分の1以内	3万円/月 ※開業の日から 3年間
	○補助対象外経費（例） ・土地及び設備に係る賃借料 ・本人又は三親等以内の親族若 しくは本人又は三親等以内の 親族が役員となっている法人 が所有する不動産等に係る店 舗賃借料		

1 常用雇用者とは

雇用期間の定めがない労働者（週20時間を超える）で、かつ、継続して雇用され、1年を超える労働者（正規の従業員として雇用保険に加入している者）

2 常用雇用者以外とは

1週間の所定労働時間が20時間を超える労働者として雇用された方で、かつ、継続して雇用され1年を超える方（期間社員やアルバイト、パートなど）

※労働条件通知書の写しのほか、賃金を支払ったことが分かる書類等が必要となります。

※補助金の応募・申請を希望される場合は、事前に下記へお問い合わせください。

◆お問い合わせ・提出先

たつの市産業部商工振興課商工振興係

TEL (0791) 64-3158 (直通) FAX (0791) 63-3784